

2024年5月31日

監事監査報告書

学校法人大阪星光学院

理事会御中

評議員会御中

学校法人大阪星光学院

監事

大平浩司 

監事

前田崇史 

私たちは私立学校法第37条3項及び学校法人大阪星光学院寄付行為第15条の規程に基づき本学院2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日)の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり理事会及び評議員会に出席し、それぞれの会議に於いて意見・決裁状況等を聴取し、またそれらについての書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大阪星光学院の業務及び財産の状況は適切であり、財産を表示する計算書類は学校法人会計基準(文部科学省第18号)に準拠し、本会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めました。また理事の業務執行状況に関する不正の行為又法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。